（※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

　土砂災害防止法※に基づく基礎調査結果を，広島県ホームページ「広島県防災Ｗｅｂ」内の「土砂災害ポータルひろしま」の「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」で確認できるようになりました。

　土砂災害から身を守るためにも，敷地が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所かどうか，まずはご確認ください。

**!!**基礎調査結果で建築予定の敷地が**「土砂災害警戒区域」**に予定されていたら？

基礎調査結果が公表された段階では，警戒避難体制を整備中ですが，災害情報に十分注意し，**危険を感じたら避難をするなど対応することをお勧めします**。

**!!**基礎調査結果で建築予定の敷地が**「土砂災害特別警戒区域」**に予定されていたら？

基礎調査結果が公表された段階では，法的には，土砂災害に耐える構造とする義務はありませんが，これから，土砂災害特別警戒区域に指定される可能性がありますので，**区域指定された場合と同等の補強等を行うことをお勧めします。**

**こちらのページをご覧ください**

**↓↓↓**



広島県防災Ｗｅｂ

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>



土砂災害ポータルひろしま

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島県からのお知らせ

土砂災害防止法に基づく

基礎調査結果を公表しています

**基礎調査の実施**

土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質，土地の利用状況などを調査します。

**基礎調査結果の公表**

**土砂災害特別警戒区域**

＜建物が破壊され，住民に大きな被害が生じるおそれがある区域＞

**土砂災害警戒区域の指定**

＜土砂災害のおそれがある区域＞

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域内に建築物を建築する場合の規制について

　土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため，土砂災害特別警戒区域内に**居室を有する建築物（住宅など）**を建築する場合には，**建築基準法により建築物の構造規制**等が行われます。

　想定される衝撃（急傾斜地の崩壊による外力等）が作用した場合でも破壊を生じないよう，　　**外壁や構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造とする**等の対策が必要となります。

●　建築物の外壁等に作用すると想定される外力は，基礎調査結果において確認することができます。基礎調査結果は，広島県建設事務所（支所）で閲覧することができます。

●　土砂災害防止工事の実施予定については，広島県建設事務所（支所）にご確認ください。

●　構造規制の詳細な内容は，計画敷地を所管する各特定行政庁にお問い合わせください。

※　各問い合わせ先等は，裏面に記載しています。

**＜裏面もご確認ください＞**

土砂災害防止法に基づく区域指定等に関する問い合わせ先

* **土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定に関すること**，基礎調査結果の公表に関することは，**広島県土木建築局土砂法指定推進担当**(電話：082-513-3945)にお問い合わせください。
* **基礎調査結果**は，区域図等の準備ができ次第，**次の各建設事務所（支所）**で閲覧することができます。
* 土砂災害防止工事の実施予定については，次の各建設事務所（支所）にご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当建設事務所（支所）　担当部署 | 管轄市町 | 連絡先 |
| 広島県西部建設事務所  事業調整・土砂法指定推進班 | 広島市，安芸高田市，江田島市，安芸郡（府中町，海田町，熊野町，坂町） | 082-250-8164  （直通） |
| 広島県西部建設事務所呉支所  事業調整・土砂法指定推進班 | 呉市 | 0823-22-5400  （代表） |
| 広島県西部建設事務所廿日市支所  事業調整・土砂法指定推進班 | 大竹市，廿日市市 | 0829-32-1141  （代表） |
| 広島県西部建設事務所安芸太田支所  事業調整・土砂法指定推進班 | 山県郡(安芸太田町，北広島町) | 0826-22-0546  （直通） |
| 広島県西部建設事務所東広島支所  事業調整・土砂法指定推進班 | 東広島市，竹原市，豊田郡大崎上島町 | 082-422-6911  （代表） |
| 広島県東部建設事務所  事業調整・土砂法指定推進班，工務第二課 | 福山市，府中市，神石郡神石高原町 | 084-921-1311  （代表） |
| 広島県東部建設事務所三原支所  事業調整・土砂法指定推進班，工務第一課・二課 | 三原市，尾道市，世羅郡世羅町 | 0848-64-4279  （直通） |
| 広島県北部建設事務所  事業調整・土砂法指定推進班 | 三次市 | 0824-63-5181  （代表） |
| 広島県北部建設事務所庄原支所  事業調整・土砂法指定推進班 | 庄原市 | 0824-72-2015  （代表） |

建築基準法の構造規制等に関する問い合わせ先（特定行政庁）

* **建築基準法による構造規制（建物の補強方法など）に関すること**は，計画敷地を所管する

次の問い合わせ先にご確認ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | | 電話番号 | | | 所管区域 | | | | |
| 広島県土木建築局建築課 | | 082-513-4159(直通) | | | ― | | | | |
| 広島県西部建設事務所建築課 | | 082-250-8158(直通) | | | 竹原市，大竹市，安芸高田市，江田島市，安芸郡（府中町，海田町，熊野町，坂町），山県郡（安芸太田町，北広島町），豊田郡（大崎上島町） | | | | |
| 広島県東部建設事務所建築課 | | 084-921-1311(代表) | | | 府中市，世羅郡（世羅町），神石郡（神石高原町） | | | | |
| 広島県北部建設事務所建築課 | | 0824-63-5181(代表) | | | 三次市※，庄原市 | | | | |
| 名称 | 電話番号(直通) | | 所管区域 | | 名称 | 電話番号(直通) | | 所管区域 | |
| 広島市建築指導課 | 082-504-2288 | | ― | | 安佐南区役所建築課 | 082-831-4952 | | 広島市安佐南区 | |
| 中区役所建築課 | 082-504-2579 | | 広島市中区 | | 安佐北区役所建築課 | 082-819-3938 | | 広島市安佐北区 | |
| 東区役所建築課 | 082-568-7745 | | 広島市東区 | | 安芸区役所建築課 | 082-821-4928 | | 広島市安芸区 | |
| 南区役所建築課 | 082-250-8960 | | 広島市南区 | | 佐伯区役所建築課 | 082-943-9745 | | 広島市佐伯区 | |
| 西区役所建築課 | 082-532-0950 | | 広島市西区 | |  |  | |  | |
| 名称 | 電話番号(直通) | | | 名称 | 電話番号(直通) | | 名称 | | 電話番号(直通) |
| 呉市建築指導課 | 0823-25-3512 | | | 福山市建築指導課 | 084-928-1104 | | 東広島市建築指導課 | | 082-420-0956 |
| 尾道市建築指導課 | 0848-38-9245 | | | 三原市建築指導課 | 0848-67-6122 | | 廿日市市建築指導課 | | 0829-30-9195 |
| 三次市都市建築課※ | 0824-62-6385 | | |  |  | |  | |  |

※　三次市内の建築基準法第6条第1項第4号の建物については，三次市が所管しています。

（ただし，許可等を伴う場合には，県の所管となる場合もありますので，ご確認ください。）